

令和4年度 特定子ども・子育て支援施設等集団指導 質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	法定代理受領時の施設等利用費の額の通知は、電子媒体で保護者に行っても良いのか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第57条において、法定代理受領の場合は証明書の発行が省略されているため、通知不要です。
2	一時預かり事業のみ確認を受けている場合、監査対象は一時預かり事業のみののか。それとも通常の保育分も監査対象なのか。	特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた事業が対象となるため、一時預かり事業のみ確認を受けている場合は、一時預かり事業のみが対象です。
3	提供証明書兼領収書となっておりますが、これの保存も必要ですか？	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）において、「特定子ども・子育て支援の提供の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない」と規定されていますので、完結の日から5年間は保存してください。